

台風21号被害に対する専決補正予算について

〔注： は新規施策分
は大幅増額分
単位：千円〕

1 被災者の支援対策

被災者生活再建緊急支援事業費(県民環境部 消防防災安全課)

520,265 (700,132)

被災した住家被害世帯に対し、被災者生活再建支援法の適用に加え、生活再建のための措置を緊急に講じる。

- 対象地域 被災者生活再建支援法が適用された市町村
(新居浜市、西条市、四国中央市、小松町)
- 対象世帯 自らが居住する住宅が、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」、「床上浸水」の被害を受けた世帯
- 対象経費 被害を受けた住宅の解体、撤去、整地費
生活に必要な家財道具等の購入費又は修理費
- 補助限度額
(被災者支給額) 全壊世帯 100万円
大規模半壊世帯 100万円
半壊世帯 50万円
一部損壊・床上浸水 30万円
- 負担区分 全壊、大規模半壊は、国の被災者生活再建支援制度との併用可
県1/2 (市町1/4 本人1/4)

(参考)

(単位：万円)

区分	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊 床上浸水	経費負担
国制度	300	100	-	-	国1/2、都道府県拠出基金1/2
県単制度	100	100	50	30	県1/2、市町1/4、(本人1/4)
計	400	200	50	30	

災害救助費(特別会計)(保健福祉部 保健福祉課)

137,306 (179,269)

災害救助法を適用した災害に対する応急救助に要する経費

- 県事業 応急仮設住宅
- 市町村事業 避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与等
- 対象地域 新居浜市、西条市、四国中央市、小松町
- 負担区分 国1/2 県1/2

災害弔慰金等補助事業費(保健福祉部 保健福祉課)

39,375 (56,250)

災害により死亡した者の遺族に対して市町村が支給する災害弔慰金に対する補助

- 対象災害 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- 実施主体 新居浜市、西条市など6市町
- 弔慰金 生計維持者 500万円
その他の者 250万円
- 負担区分 国1/2 県1/4 (市町1/4)

災害援護資金貸付事業費(保健福祉部 保健福祉課) 196,900 (488,400)

災害による被災者世帯の生活の立て直しを目的とする貸付金の原資全額を市町村に対して無利子で貸付ける。

対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害	
実施主体	市町村	
貸付対象	世帯主が概ね1か月以上の療養を要する負傷をした世帯 住居の半壊以上または家財の概ね1/3以上に損害を受けた世帯	
所得制限	(世帯人員)	(所得額)
	1人	220万円
	2人	430万円
	3人	620万円
	4人	730万円
	5人以上	1人増すごとに30万円加算
貸付限度	150万円～350万円	
貸付利率	3%(据置期間は無利子)	
償還期間	10年(うち据置期間3年)	
負担区分	国2/3 県1/3	

住宅が滅失した世帯については、世帯人員にかかわらず1,270万円

(関連する支援対策)

利子補給制度の適用

災害援護資金貸付利子補給事業の実施

実施主体	市町村
利子補給対象者	災害援護資金の貸付けを受けた世帯主
補助対象額	償還利子(3%)相当額
補助率	県1/2 (市町村1/2)

生活福祉資金利子補給事業の実施

社会福祉協議会が行う利子補給事業に要する経費を助成する市町村に対してその経費の一部を補助する。

実施主体	市町村
利子補給対象者	生活福祉資金(住宅資金、災害援護資金に限る)の融資を受けた者
補助対象額	償還利子(3%)相当額
補助率	県1/2 (市町村1/2)

2 二次災害防止のための緊急対策

緊急治山事業費(農林水産部 森林整備課) 192,600 (1,302,500)

大生院(新居浜市)	法粹工
入野(四国中央市)	谷止工
池之奥(四国中央市)	谷止工
(国2/3 県1/3)	

災害関連緊急砂防事業費(土木部 砂防課) 390,000 (2,130,000)

早川(西条市)	堰堤工
長谷川(西条市)	堰堤工
(国2/3 県1/3)	